

変更届チェックリスト

事務所名	
担当者名	
連絡先 (tel/fax/e-mail など)	

*正副 2 部提出 < 副本は印も含め白黒コピーで可 >

*変更事項が複数ある場合は①変更届出書(様式3)は1枚のみで可

■法人組織変更(有限会社から株式会社への変更等)	
①変更届出書(様式3)	法人名称、代表者氏名役名の記入及び代表者印の押印
	登記された法人名の表記
②誓約書(様式1 添付書類(ハ))	法人名称、代表者氏名役名の記入及び代表者印の押印
③商業登記:登記事項証明書 【履歴事項証明書】	3ヶ月以内に発行されたもの
	原本【副本はコピーで可】
④返信用封筒(副本返送用)	宛先記入、切手貼付

建築士事務所登録事項変更届出書

正	副
---	---

令和 年 月 日

長野県知事指定事務所登録機関
一般社団法人長野県建築士事務所協会会長 殿

開設者氏名 印
(法人の場合 法人の名称及び代表者の氏名・代表者印)

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変 更 事 項		
建 築 士 事 務 所	ふ り が な 称	
	所 在 地	〒 電話番号()
開 設 者	個 人	ふ り が な 氏 名
	住 所	〒 電話番号()
法 人	ふ り が な 称	
	事 務 所 所 在 地	電話番号()
	役 員 の 氏 名 及 び 役 名	
管 理 建 築 士 の 氏 名 及 び 登 録 番 号		一級 二級 建築士登録() 第 号 木造
管 理 建 築 士 講 習 を 修 了 し た 年 月 日 及 び 修 了 証 番 号	平成・令和 年 月 日 第 号	
所 属 建 築 士 の 氏 名 等		
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	平成・令和 年 月 日 長野県知事登録() 第 号	
※変更受付年月日及び番号	令和 年 月 日 長事協変 第 号	

- (注) 1 開設者が個人であるときは、開設者氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
2 変更事項欄は、建築士事務所の名称、建築士事務所の所在地等と記入してください。
3 変更事項欄以外の欄は、変更後の新事項について記入してください。
4 副本は、正本の写しでも可。
5 ※欄は、記入しないでください。

(添付書類)

- | | | |
|----------------|---|---|
| 1 法人代表者の変更の場合 | ⇒ | ・略歴書及び誓約書 |
| 2 法人の登録事項変更の場合 | ⇒ | ・法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) |
| 3 管理建築士変更の場合 | ⇒ | ・略歴書及び管理建築士の建築士免許証の写し、又は建築士免許証明書の写し
・管理建築士講習修了証の写し |

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者名

印

（法人の場合 法人の名称及び代表者の氏名・代表者

印)

長野県知事指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

[記入注意]

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。